

差押禁止債権の範囲変更申立書

札幌地方裁判所民事第4部債権執行係 御中

令和 年 月 日

住所（送達場所）

申立人 印

連絡先(Tel)

申立人（債務者）

相手方（債権者）

申立ての趣旨

上記当事者間の御庁令和 年（ル）第 号債権差押命令申立事件につき、第三債務者（ 支店）に対する

- 債権差押命令を取り消す。
- 金 円を超える部分を取り消す。

との裁判を求める。

- また、上記裁判が効力を生ずるまでの間、第三債務者は、債権者に対し、支払その他の給付をしてはならない旨の決定を求める。

（添付書類）

- 世帯全員（同居者全員）の住民票 1通
- 給料（申立前3か月分）及び賞与明細書（申立前1年分）写し 1通
- 源泉徴収票（確定申告書）写し 1通
- 生活保護等受給決定通知書写し 1通
- 年金等の振込通知書写し 1通
- 預貯金通帳写し（1年分） 1通
- 通
- 通
- 申立書副本、上記添付書類のコピー 1通

申立ての理由

- 1 申立人の家族構成は、別紙同居家族一覧表記載のとおりである。
- 2 御庁令和 年（ル）第 号債権差押命令申立事件で差し押さえられた第三債務者（ 支店）に対する預金（貯金）債権の口座には、年金 生活保護費 が振り込まれている。
- 3 上記口座へ入金される費目は、次のとおりである。
 - 給与（月額 円）
 - 年金（2か月毎に 円）
 - 生活保護費（月額 円）
 - （月額 円）
 - 親族（続柄 ）からの援助（月額約 円）
 -
- 4 申立人の世帯全体の1か月の収支は、別紙収支状況一覧表のとおりである。
- 5 本件差押えが続行されることによって申立人の生活に生ずる著しい支障は、次のとおりである。
 - 別紙のとおり

- 6 よって、本申立てに及ぶ。